

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-220
処分の種類	非常災害時の土地の収用処分			
根拠法令条例等・条項	道路法第68条第1項			
処分の概要	道路の関する非常災害のため、災害の現場において必要な土地を一時使用等すること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			